

神戸市指定給水装置工事事業者 各位

配水課担当課長（給水担当）

特定機器に関する取扱いについて

みだしの件について令和3年4月より給水装置工事申請書兼設計書の様式変更に伴い、「特定機器に関する誓約書」が必要になります。下記内容をご確認ください。

特定機器

特定機器とは、給水装置に直結する飲用に供さない機器類や、非常時用貯水槽とし、その取扱は以下の通りとする。

1. 特定機器とは、冷凍機器、洗髪器、歯科用ユニット、加湿器、非常時用貯水槽、料理用直結器具、給湯循環器、蒸気ボイラー、その他管理者が指定するもの。
2. 特定機器の構造及び材質は、政令第6条の基準に適合していること。
3. 特定機器を設置する場合は、設計書に必ず明記すること。
4. 断水時における機器の使用中止事項について、特定機器に関する誓約書を提出すること。
5. 特定機器の上流側には、逆流防止装置を設置（内蔵可）すること。
6. 特定機器の内部に夾雑物等の侵入を防止するために、特定機器の上流側にストレーナー等の設置（内蔵可）を考慮すること。
7. 機器の排水口は、容易に確認でき、ほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。
8. 受水タンク給水方式の場合はこの限りではない。